

議案第 8 号

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、西脇市国民健康保険条例を改正する必要があるため。

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険条例（平成17年西脇市条例第 106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

|                  | 改正後  | 改正前   |
|------------------|--|---|
| 附則<br>1～4<br>(略) |  |   |
| 5                | <p>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな<br/>いとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> | <p>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな<br/>いとき（新型コロナウイルス感染症（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。